

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2013年4月号 (No. 52)

平井会計事務所 税理士 平井満広
 〒108-0023 東京都港区芝浦4-22-1
 芝浦アイランドエアタワー1704号
 電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350
 Mail:m_hirai@hirai-ao.com
 URL:http://www.hirai-ao.com/

消費税率引き上げまであと1年！増税までに準備しておくこと

消費税率8%の引き上げまで、あと1年となりました。さらに1年半後には10%になる見込みです。短期間で2度の増税になるので、いつのタイミングでどの税率を請求すれば良いのか、すこし混乱するかもしれません。

増税時に慌てないために、今回は消費税

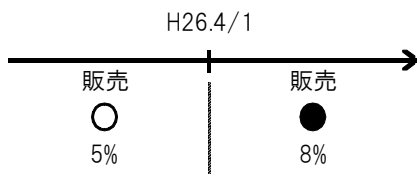
	現行	H26.4/1 から	H27.10/1 から
税率	5%	8%	10%

率引き上げのさいの経過措置をご紹介します。

◆消費税引き上げのタイミング(8%に増税のケース)

①原則

消費税率は原則、H26.4/1以降の取り引きから引き上げとなります。例えば物品販売業の場合、H26.3/31までに販売した商品の税率は5%、H26.4/1以降に販売した商品の税率は8%となります。なお、H26.3/31より前に仕入の税率5%で購入をした

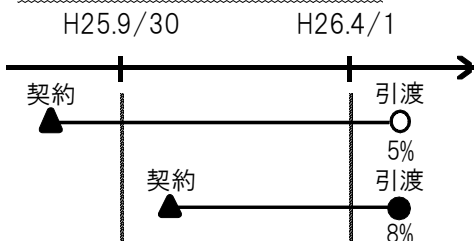


の税率は8%となります。なお、H26.3/31より前に仕入の税率5%で購入をした

商品であってもH26.4/1以降の販売であれば売上の税率は8%となります。基本的に3月決算の会社以外は、同じ事業年度内に複数の税率が適用されることとなります。

②請負工事等の経過措置

建設工事やソフトウェアの開発など、受注から完成までが長期間になる取り引きの場合、H25.9/30までに契約を

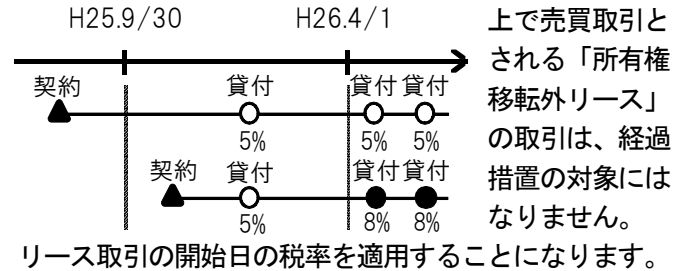


締結していれば、H26.4/1以降の引渡しでも税率は5%のままとなります。該当する事業を行う

会社で税込の金額を提示する場合(個人向け等)は、契約締結日に注意しましょう。書式は契約書だけでなく工事指示書や着工届でも構いません。ただし物品販売の受注や単なる予約販売などは経過措置の対象になりません。

③資産の貸付け(事務所家賃など)の経過措置

請負工事等と同じように事務所家賃などの資産の貸付けについても、H25.9/30までに“賃料変更できる旨の定めがない”等の契約を締結した場合は、その契約期間中であればH26.4/1以降も税率5%となります。ただし税務

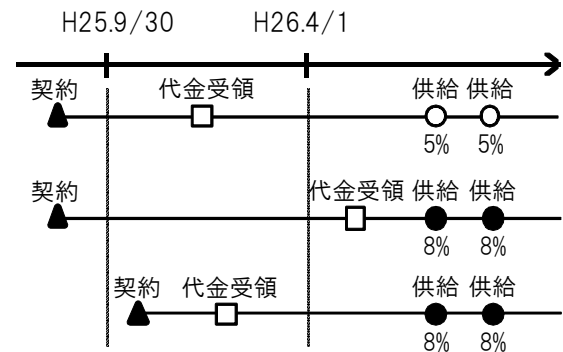


上で売買取引とされる「所有権移転外リース」の取引は、経過措置の対象にはなりません。

リース取引の開始日の税率を適用することになります。

④定期購読の書籍等の予約販売の経過措置

月刊誌の定期購読のように、不特定多数の者に定期的に継続して物品を供給する場合は、H25.9/30までに契約を締結しH26.3/31までに代金を受領していれば、H26.4/1以降の供給であっても税率は5%となります。



⑤電車賃や航空運賃、映画館の入場料金等の経過措置

電車賃や航空運賃、映画館や遊園地の入場料金等政令で

定めるサービスのうちH26.3/31までに代金受領しているものは、H26.4/1以降も税率5%となります。なお、定期券の販売なども経過措置に含まれます。

◆その他の注意点について

上記以外には「通信販売」、「電気料金等」、「有料老人ホーム」などの取引も経過措置があるので関連する場合は専門家に相談してみましょう。なお会計ソフトで記帳をしている場合は仕訳入力の際に消費税率を設定するのが一般的です。自社で経理処理を行う会社は担当者に経過措置の取扱いを周知徹底させましょう。

※このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/